

---

## 第1章 はじめに

---

私たちを取り巻く生活スタイルは、社会情勢などの変化により、大きな変革をみせています。

また、少子高齢化の進展を受け、健康長寿をめざすニーズが高まっており、個々の価値観の多様化から、ゆとりや心の豊かさを求める動きがより強まっています。

そのような状況下にあって、スポーツ施策においても、単なる競技や体力づくりだけでなく、それぞれの興味、関心などに応えていくことが行政の責務となりつつあります。

スポーツには、心身を健康に保ち、ストレスを軽減し、さらに、人々のコミュニケーションを円滑にする力があり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に必要不可欠です。

この認識のもと、本市のスポーツのあり方を明確にし、その方向性を示すべく、ここに四條畷市スポーツ推進計画を策定いたしました。

本計画により、学校、家庭、地域のあらゆる環境でスポーツが推進され、すべての市民が生涯にわたり健康で明るく生きがいに満ちた人生を送れるよう祈念します。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました関係各位の皆様に、深く感謝を申し上げます。

令和元年 5月

四條畷市教育委員会

---

## 第2章 計画策定の背景

---

### 1 国のスポーツ推進に係る動向

近年、少子高齢化社会を背景に、全般的な健康志向や介護予防、健康寿命の延伸等に向けた個々の健康づくりが進むなか、運動、スポーツ活動などに対するニーズが高まっています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、スポーツの楽しみ方が拡大し、「する」だけでなく、「観る」、「支える」といった観点から多様なスポーツへの関わり方が求められています。

わが国では、平成22年8月に、概ね10年間のスポーツ施策の基本的な方向を定めるべく、スポーツ立国戦略が策定されました。

その戦略には、新たなスポーツ文化の確立をめざし、人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視と連携、協働の促進を基本的な考え方として位置付けています。

その後、23年6月にスポーツ振興法（昭和36年策定）を全面改正し、スポーツ立国の実現を国家戦略に位置付けるスポーツ基本法が制定されました。

さらに、24年3月にはスポーツ基本計画を策定のもと、年齢や性別、障がいなどを問わず、国民が広く関心、適性などに応じてスポーツに参画できる環境の整備を基本方針に掲げ、多岐に及ぶ取組みを進められています。

これらの計画を踏まえて、27年10月にはスポーツ庁を設置、29年3月に第2期スポーツ振興計画を策定のうえ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えるなか、スポーツに関する総合的な施策を進められています。

### 2 大阪府のスポーツ推進に係る動向

上記のような国の動向を踏まえて、大阪府は大阪スポーツ王国の創造を目標に置き、大阪府スポーツ推進計画を策定し、だれもが「する」、「みる」、「ささえる」スポーツに参加できる大阪、スポーツを通じて健康で明るく活力に満ちた大阪、スポーツを通じて都市の魅力を創造、発信する大阪の3つをめざし、ライフステージに応じたスポーツ機会づくりやスポーツの活力を生かした都市魅力づくりへの各種施策を展開されています。

### 3 本市のスポーツ推進に係る状況及び課題

本市では、第6次四條畷市総合計画の基本計画において、生涯スポーツの振興に関する施策を掲げています。

教育委員会においても、教育振興ビジョンにて各種スポーツ団体と連携、協力のもと、多くの方々がスポーツ活動に参加できる環境の整備を施策の基本方針に挙げています。

今日、多くのスポーツ団体、自治会、社会教育団体及び個人等による自主的、主体的、かつ多種多様なスポーツ活動が展開されています。

また、先人の努力のなかから、市民の生涯スポーツに対する認識が高揚しつつあります。

以上の状況に鑑み、本市のスポーツ推進のさらなる発展を図るため、人材の発掘や活用、有効な情報提供、スポーツ活動の向上と、活動団体の総合的な組織の整備を進め、市民、活動団体、企業等が一体となる体制づくりがこれからの課題に挙げられます。

加えて、計画に示す各施策を達成できるよう、客観性を重視した評価基準に基づき進捗管理を行うことが必要です。

---

## 第3章 本市の社会資源

---

### 1 市内スポーツ施設の状況

平成29年度現在の市内体育施設の状況は以下のとおりです。

#### (1) 体育館

社会教育施設として四條畷市市民総合体育館(愛称:サン・アリーナ25)が、地区体育館として市民活動センター体育館があり、占用利用率がいずれも80%を超えています。

また、各小中学校の体育館は、学校教育上支障がないと認める限り、貸出しを行っています。

#### (2) 屋外体育施設(グラウンド)

市民グラウンド、青少年コミュニティー運動広場、北谷公園のほか、四條畷市総合公園には、北河内初のJFA公認人工芝運動場に加え、多目的広場がオープンし、各団体の大会や練習が盛んに行われています。

また、各小中学校運動場は学校教育上、支障がないと認める限りにおいて貸し出し、四條畷中学校及び四條畷西中学校グラウンドには夜間照明を備えています。

#### (3) 屋外体育施設(テニスコート)

市民グラウンド横、市民運動広場清滝、田原テニスコートの計5面のクレーコートとなわて水みらいセンター内に計4面の砂入り人工芝コートがあります。

いずれも継続的な利用をいただいておりますが、特に砂入り人工芝コートはオープン以来、高い人気を維持しています。

#### (4) その他の体育施設

市民運動広場清滝にフットサル場、市民運動広場さつきにゲートボール場と多目的広場があります。

その他、緑の文化園内の施設、四條畷高等学校及び交野支援学校四條畷校の屋外施設を借り上げ、市民に利用いただくことで、活動場所の確保を支援しています。

## 2 市内スポーツ関係団体の状況

平成30年度現在、教育委員会と協働している主な市内スポーツ関係団体は以下のとおりです。

### (1) 四條畷市スポーツ推進委員会

スポーツ基本法に基づき、本市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、スポーツ推進委員を委嘱し、その業務が円滑に行えるよう、本委員会が設置されています。

スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツ振興のための事業実施に対して、専門的見地から支援していく役割を担いつつ、実技指導等の技能向上に努め、市民の健康増進に資する様々な活動を行っています。

### (2) 四條畷市体育振興協議会

地域スポーツの活性化を図るため、各地区から推薦の市民で組織されています。

スポーツに関する地区の意向を市あて直接反映できる存在であり、地区の協力体制を活かして、生涯スポーツの推進に向けた事業を企画しています。

### (3) 四條畷市体育協会

本市各競技スポーツ団体の集合体であり、競技団体の育成、協調に取り組みながら、市民スポーツの普及向上を図り、各種事業を展開されています。

平成30年現在、17の競技団体が加盟し、年齢に関係なく、競技スポーツからレクリエーションスポーツまで、幅広いスポーツ活動を推進しています。

また、加盟団体実施の各種競技大会を支援したり、競技団体の功績のあった個人や団体を表彰するなど、市民に身近なスポーツ活動支援にあたっています。

### (4) 四條畷市スポーツ少年団本部

スポーツを通じて、青少年の健全育成に重点を置いたスポーツ活動を展開しています。

本市では、昭和51年よりスポーツ少年団本部を結成し、平成30年現在、団員が630人を数え、子どもたちが競技スポーツに取り組むきっかけづくりを果たしています。

### 3 市内学校施設等の状況

本市には大阪電気通信大学、四條畷高等学校及び交野支援学校四條畷校といった教育施設に加え、民間のスポーツ施設、スポーツ団体が多数存在します。

これらは本市のスポーツ振興に欠かせない要素となっています。

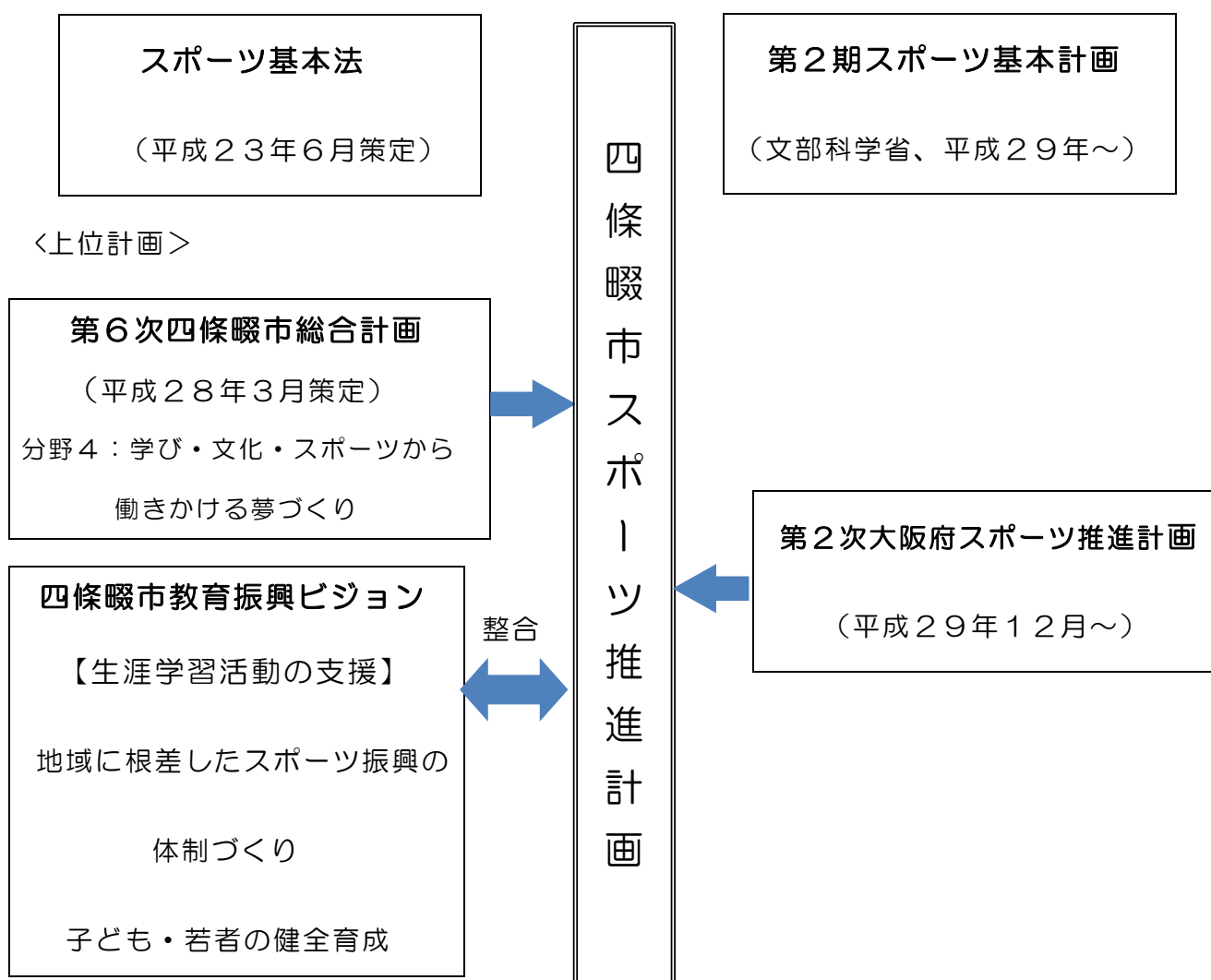
## 第4章 基本的な考え方

### 1 計画の目標

スポーツ推進に係る状況及び課題をとらえ、本市が有する社会資源をもとに、各種施策を総合的、効率的展開に向けて、基本理念や具体的な施策を明らかにし、その実現に努め、すべての市民が、それぞれの体力や年齢、技術、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

### 2 計画の位置付け

本計画は、国のスポーツ基本法及びスポーツ基本計画を踏まえつつ、本市のまちづくりの指針である第6次四條畷市総合計画を上位に、教育振興ビジョンとの整合性ある計画とします。



### 3 目標年次

本計画の期間は、2019年度から2020年度までの2年間とし、2021年度を初年度として改訂する教育振興ビジョン進行状況の確認、評価を経て、見直しを行います。

また、計画期間中、国や大阪府の動向や社会、経済情勢の変化に応じて計画の見直しの必要が生じた場合には、柔軟に対応することとします。

### 4 本計画におけるスポーツの定義

本計画におけるスポーツとは、技術や能力を伸ばすことを主旨とした競技スポーツだけではなく、年齢や性別、障がい等を問わず、すべての市民が広く体力や健康の維持、増進、介護予防等を本旨とした軽い運動をはじめ、ストレス解消や気晴らし、地域の多様な方々との交流につながるレクリエーション等、生活を豊かにするあらゆる自発的な身体活動を含みます。

また、スポーツの観戦やスポーツ活動を支える指導者の育成など、「みる」、「ささえる」観点からのスポーツも含む概念とします。



---

## 第5章 計画の基本理念

---

### 1 ライフステージに応じたスポーツができる機会の創出

市民が、本市の地域性や住民の特性に合致したスポーツ活動を身近に楽しめるよう、地域スポーツを支える体制づくりのもと機会の創出を進めます。

### 2 地域力を活かした取組み

市内スポーツ団体及び指導者と連携を図り、情報提供や支援を通じて効果的にネットワーク化することで、スポーツ活動（参加、鑑賞、支援）が活発に行われるまちづくりを実現します。

### 3 各種競技スポーツのレベルアップ

関係団体と連携して、トップアスリートをめざせる環境を築き、競技スポーツと生涯スポーツの好循環を生み出します。

### 4 スポーツ施設の充実

多くの市民が自らの体力に応じたスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツ施設の整備を図ります。

---

## 第6章 施策の推進

---

### 1 ライフステージに応じたスポーツができる機会の創出

少子高齢化、生活の利便性の向上などを背景に、スポーツに対するニーズは多様化しています。

誰もがスポーツを気軽に接し、行えるよう、市民ニーズの把握に努め、既存事業の主旨や方向性を再確認したうえで、事業の創造的統合を含む事業の改善に努めます。

#### (1) 幼児期から青少年期のスポーツ推進

- ・幼児期の運動体験や運動の好き嫌いがその後の体力、運動能力に影響を与えることから、幼児期における運動習慣の定着を積極的に図ります。
- ・保健体育授業、部活動、学校の自由時間、各種スポーツイベント等を通じて、様々な運動、スポーツに親しむ機会を創出し、運動の楽しさを感じてもらえる施策を推進します。

<主な取り組み> 親子教室、いきいき親子運動会、放課後子ども教室

#### (2) 働き盛り、子育て世代のスポーツ推進

- ・スポーツを実施する機会が少なくなってしまう子育て世代でも気軽に参加できるレクリエーションスポーツを啓発します。
- ・趣味や生きがいをづくりのために行うスポーツ活動を支援します。
- ・体力テストの実施、特定保健指導での運動習慣化の啓発、健康づくりグループの支援を通じ、スポーツ人口の拡充を図ります。
- ・子どもと一緒に参加できるスポーツ機会の提供を進めます。

<主な取り組み> ニュースポーツ体験、ソフトバレーボール交流会

#### (3) 高齢者世代のスポーツ推進

- ・健康で豊かな高齢期が実現できるよう、誰もが気軽に参加できる軽スポーツを啓発します。

- ・ 日常生活で意識的に体を動かす習慣を啓発します。
- ・ 高齢者の居場所に介護予防運動やレクリエーション活動を取り入れることで、無理なくスポーツ活動ができる環境を整えます。

＜主な取組み＞ 暇歩こう会、なわて健活講座

#### (4) 障がいのある人のスポーツ推進

- ・ 障がいのある人にとってスポーツは、社会参加や自立の促進、生きがいつくり  
に重要であり、ノーマライゼーションの実現に不可欠との観点から、障がいの  
状況に合わせた支援に努めるとともに、場の提供など、その活動を側面から支  
援します。

＜主な取組み＞ 笑涯スポーツ楽習「みんなが楽しめるニュースポーツ体験会」

## 2 地域力を活かした取組み

地域の主役である市民は、地域の魅力そのものです。

地域に根付いた指導者を把握のうえ、その活動を支援し、地域の潜在能力に焦点を当てることによって、本市の個性あるスポーツ振興の未来が拓きます。

#### (1) 各種スポーツ団体との事業協働

- ・ 各主体の連携、協働を促し、それぞれの特性を相互に補完しながら、本市のスポーツ振興事業を地域とともにつくります。

＜主な取組み＞ 市民体育祭

#### (2) 地域スポーツ指導者個人との協力体制の構築

- ・ 本市にゆかりのあるスポーツ関係者と協働し、情報提供や協力体制を構築することで、スポーツ支援体制のネットワークを実現します。
- ・ 地域で活動しているスポーツ指導者の活動への支援として、関係団体や市民に活動に有益な情報を情報提供するほか、会場提供等の支援に努めます。
- ・ スポーツ活動に対する財源の確保に努めます。

＜主な取組み＞ スポーツ指導者の把握と情報共有

### (3) ボランティアの活用

- ・スポーツ振興に関する事業に意欲あるボランティアを積極的に活用します。
- ・ボランティアとして自身の知識や技能を活かせる生涯学習ボランティア制度の普及、啓発に取り組みます。

＜主な取組み＞ 生涯学習ボランティアの普及、啓発

### (4) 適切な情報提供

- ・普段からスポーツに取り組んでいる方や運動を始めるきっかけを探している人に対し、ニーズに合った情報を適時に提供するよう努めます。
- ・様々な所から発信されているスポーツ関連情報の一元化をめざし、市民にとってわかりやすい情報の集約とその発信を行います。

＜主な取組み＞ 広報、ホームページ等による情報発信

## 3 各種競技スポーツのレベルアップ

トップアスリートをめざすことができる環境の創出は、スポーツ振興だけでなく、まちの活性化につながります。

また、競技スポーツと生涯スポーツの好循環を生み出すことで、市域全体にわたるスポーツ振興に近づきます。

### (1) 選手育成

- ・スポーツ教室等を実施し、スポーツの持つ素晴らしさを体感できる機会を提供します。
- ・練習の成果を発表できる場として、市内スポーツ関係団体と連携を図り、各種大会を適宜開催します。

＜主な取組み＞ 市民総合体育大会、大阪府総合体育大会

### (2) 指導者育成

- ・適時に個々の特性や発育、発達段階に合わせた指導は、スポーツ能力の向上に重要との観点に立ち、スポーツ指導者が適切な指導方法やトレーニング方法等の有用な情報を習得できる機会を設けます。

＜主な取組み＞ スポーツコンディショニング講座

### (3) スポーツ活動に関する表彰

- ・スポーツ活動において、特に功績が顕著な個人、団体へ奨励賞を授与し表彰することにより、本市での活動の振興、発展を促進します。

＜主な取組み＞ 体育・文化奨励賞

## 4 スポーツ施設の充実

市民のスポーツ振興に向けた活性化及び意欲の醸成を図るにあたり、活動場所の確保は極めて重要な課題です。

### (1) 既存スポーツ施設の整備及び利用者の利便性向上

- ・スポーツ施設全般については、老朽化、バリアフリー状況等の状況を踏まえ、実情に応じた施設の見直しを図るとともに、今後の施設の方向性を定め、関連計画に基づく整備を推進します。
- ・既存のスポーツ施設及び設備については、指定管理者等と連携し、ライフサイクルコストを踏まえた適切な維持管理及び計画的な改修、修繕を図ります。
- ・施設予約システムの導入を通じ、施設の利便性を高め、利用者満足度の向上をめざします。

＜主な取組み＞ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定  
公共施設予約システム導入

### (2) 小中学校施設の利用方法の検討

- ・市民にとって身近な場所でスポーツに取り組むことができるよう、小中学校施設の効果的な活用を図ります。

＜主な取組み＞ 校庭開放の検討

---

## 第7章 計画の推進体制

---

### 1 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、健康、福祉、子育て、教育、地域コミュニティ等、庁内各分野の連携を強化するとともに、地域のスポーツ関係団体や学校、民間団体等との連携、協働ができる体制を整えます。

### 2 計画の進行管理

本計画に掲げる取組みの進捗状況については、社会教育委員会議で評価、検証を行います。

また、検証の際にはPDCAサイクルに基づき、事業の継続的な改善に努めます。